

令和3年第4回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第3号から議案第7号）を除く

令和3年第4回教育委員会会議

1 日 時 令和3年3月8日(月) 13時30分～15時52分

2 場 所 S T V北2条ビル6階 A B会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
教育次長	檜 田	英 樹
生涯学習部長	小田原	史 佳
教育政策担当課長	水 野	栄 二
学校施設担当部長	松 原	和 幸
保健給食課長	前 田	健 志
給食制度担当係長	北 市	至
学校規模適正担当課長	長谷川	敦
学校教育部長	相 沢	克 明
教育推進課長	佐々木	薫
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
教職員担当部長	紺 野	宏 子
教職員課長	烝 野	直 樹
中央図書館長	毛 利	泰 大
運営企画課長	太 田	秀 浩
文化部長	有 塚	広 之
文化財課長	田 中	敦 士
総務課長	井 上	達 雄
庶務係長	松 平	健 次
書 記	寺 川	嘉 一

4 傍聴者 6名

5 議 題

- 議案第1号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第2号 札幌市における義務教育学校の設置方針（案）について
- 議案第3号 札幌市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第4号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第5号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第6号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第7号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、令和3年第4回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、石井知子委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

本日の議案第3号は、附属機関の委員の任命に関する事項、議案第4号から第7号は、人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第2号及び第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第3号から第7号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 それでは議事に入ります。議案第1号、札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 本案は、令和3年度の学校給食の実施に当たり、同規則の別表で定める複数校給食の組み合わせの一部改正について、ご審議をお願いするものです。

議案第1号の資料のうち、「変更内容」というインデックスを付けております、「複数校給食方式に係る実施形態の変更内容及び理由」という資料をご覧ください。

まず、1の「札幌市の給食実施形態」をご覧ください。札幌市の学校給食は、(1)の自校分のみを調理する「単独調理校方式」と、(2)の自校分に加え、近隣の調理施設を持たない被供給校分も合わせて調理する「複数校給食方式」の二つの形態で実施しております。

次に、2の「令和3年度の変更内容」をご覧ください。大きく分けまして3点ございますので、順にご説明させていただきます。

1点目は(1)の【学校改築、給食室増築、学校統合等に伴う変更】についてです。表の作りですが、左側が現行の令和2年度、右側が令和3年度の変更案となっております。表と表の間の太い矢印の順に説明いたします。

まず変更アですが、表左側上段「太平小学校」は給食室の老朽化が進んでいることから、右側３段目のとおり「百合が原小学校」の被供給校とします。現在「太平小学校」の被供給校である「茨戸小学校」は、現在単独校である「篠路小学校」の被供給校とします。右側の表の上段になります。

また、学校改築により令和３年度から新たにドライシステム給食室を備える「新陽小学校」は、現在「百合が原小学校」の被供給校である「太平南小学校」の供給校とするものです。右側の２段目になります。

次に変更イですが、「新琴似北中学校」は給食室の老朽化が進んでいることから、「屯田中央中学校」の被供給校とし、同じく給食室の老朽化が進んでいる「美香保中学校」は、学校改築により令和３年度から新たにドライシステム給食室を備える「栄中学校」の被供給校とするものです。

次に変更ウですが、「福住小学校」は給食室の老朽化が進んでいることから、給食室増築により令和３年度から新たにドライシステム給食室を備える「みどり小学校」の被供給校とするものです。

次に変更エですが、「常盤小学校」と「石山東小学校」が統合し、新たに令和３年度から「芸術の森小学校」が開校となりますが、同校はドライシステム給食室を備えることから、「真駒内桜山小学校」の供給校とします。また、「真駒内桜山小学校」の供給校である「澄川小学校」は、給食室の老朽化が進んでいる「澄川西小学校」の供給校とします。また、「常盤小学校」の供給校であった「藻岩小学校」は単独校とするものです。

２点目は一枚めくっていただき中段にあります、(２)の【給食室増築工事開始に伴う変更】についてです。変更オのとおり、「屯田南小学校」は、増築工事が令和３年度から開始されることに伴い、給食室が使用できなくなるため、「新琴似南小学校」の被供給校とするものです。

３点目は(３)の【供給校の調理食数平準化のための変更】についてです。変更カのとおり、「新発寒小学校」は今後も児童数が増加していくことが見込まれていることから、これに対応できるよう、同校の被供給校である「手稲中央小学校」を近隣の「前田小学校」の被供給校とし、同校の被供給校である「新陵小学校」を「新発寒小学校」の被供給校とし、食数の平準化を図るものです。

なお、「参考資料」というインデックスに、今回の実施形態変更に関する関係地図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

○長谷川教育長 ありがとうございます。給食の親学校、子学校の変更についてでございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○石井委員 資料を拝見させていただいて、個別の変更理由については理解いたしまして特に異論はありませんが、給食に関する全体的なことで確認させていただきたいことがございます。

よく保護者の間で話をしていると、「うちの子の学校は供給校だから出来立てが食べられてよかった。」という話を聞くのですが、被供給校であっても、子どもたちがおいしく給食を食べられるように、工夫や配慮をされていると思うのですが、給食を供給する際、具体的に工夫や配慮をしているところがあれば、教えていただきたいと思います。

○給食制度担当係長 被供給校への給食の提供についてでございますが、基本的には近隣の学校同士の親子の組み合わせを考えております。小学校であれば4キロ、中学校であれば6キロの距離を目安としております。

また、給食の運搬に当たっては、通常の食缶とは異なる二重の保温食缶を使用するなどし、給食が冷めないような工夫をさせていただいております。

○石井委員 ありがとうございます。

○長谷川教育長 他にはいかがでしょうか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは議案第1号は提案どおり決定させていただきます。

◎議案第2号 札幌市における義務教育学校の設置方針(案)について

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号、札幌市における義務教育学校の設置方針(案)についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○学校教育部長 札幌市が現在取組を進めている小中一貫した教育を更に推進することを目的に、義務教育学校の設置に係る方針を定めるため、本案を提出させていただいたところです。

本日の資料といたしまして、別紙1「札幌市における義務教育学校の設置方針案」、別紙2「義務教育学校の想定設置スケジュール」をご用意しております。

それでは、まず、方針案の内容についてご説明させていただきます。別紙1をご覧ください。

「1 札幌市における小中一貫した教育と小中一貫校の設置の考え方について」ですが、こちらは、昨年2月に策定いたしました基本方針をまとめたものに

なります。

(1)にありますとおり、札幌市の小中一貫した教育については、札幌市教育振興基本計画《改定版》の基本施策1-6「一貫性・連続性のある教育の充実」に基づき推進しておりまして、現行の学習指導要領においても重視されているものであります。

「ア モデル研究の実施」の、平成28年度からモデル研究を実施し、「イ 小中一貫した教育の在り方検討委員会」において検討いたしまして、ウにあるとおり、昨年2月に全市の市立小中学校への導入に向けて、札幌市小中一貫した教育基本方針を策定したという流れでございます。

現在は「エ パートナー校の編成、コーディネーターの配置」にあるとおり、パートナー校を編成し、今年度については、推進役となるコーディネーターを21名配置し、48地域で具体的な取組を始めたところです。

次に、札幌市の小中一貫した教育の概要でございますが、その下の囲みにありますとおり、目的は『「自立した札幌人」の育成に向け、義務教育段階において、「知・徳・体の調和のとれた育ち」の一層の充実を図る』ことでございます。

これを実現するために、大きく4つの視点、「1 9年間を通した子どもの学びのつながり」、「2 子ども理解・生徒指導の連続性」、「3 教職員の連携・協働」、「4 家庭や地域との関わり」を設定しております。

続いて、(2)の小中一貫校設置の考え方についてですが、基本方針第7章のところに、平成28年度に制度化された「小中一貫校」については、以下の環境などが整っている地域で設置を検討すると記載しており、具体的には、「小学校と中学校の校区が概ね一致していること」、「子どもが校種を超えて、いつでも交流できること」、「教職員が話し合いや計画づくりなどを日常的に一緒に行えること」と整理し、これに基づき教育委員会事務局内部で検討を進めてきたところでございます。

1枚おめくりください。続きまして「2 小中一貫した教育の制度的な違い」についてご説明させていただきます。

一番左の「国の制度によらない小中一貫した教育」こちらが現在の札幌市の状況です。そして右の二つがいわゆる小中一貫校と呼ばれるもので、2つの形態がございます。

一つは小学校と中学校というこれまでの校種をそのままにして小中一貫教育を行う「併設型小学校・中学校」、もう一つは小学校や中学校ではなく、9年間を1つの学校として教育活動を行う「義務教育学校」という形態でございます。

まずは、「国の制度によらない小中一貫した教育」といわゆる「小中一貫校」の違いについてです。

上段の黒い四角枠で囲まれた3点が違いとなりますが、大きな違いは、下線も

引いておりますが、「指導内容の入替え・移行」のところになります。

国の制度によらない小中一貫した教育では小中学校間の指導内容の入替・移行はできませんが、小中一貫校においては、例えば、中学校段階の内容を小学校へ前倒しするなど、設置者の判断で指導内容の入替・移行が可能となります。

続いて、小中学校と義務教育学校の違いでございますが、その下の四角枠の5点になります。まず大きなところ、一点目は「組織・運営」の部分になります。小中学校の場合は、それぞれの学校に校長や教員組織があることになりますが、義務教育学校は一つの学校ですので、1人の校長、1つの教員組織となります。

もう一点、大きな違いは、一番下の校舎建設に係る国の補助割合についてです。小中学校の場合は、建設費に対する補助率は3分の1ですが、義務教育学校の場合は2分の1と手厚くなっております。

これらを踏まえて、事務局として検討いたしました、義務教育学校の設置方針等について御説明いたします。

3枚目の資料をご覧ください。まず「(1) 札幌市における義務教育学校の設置について」ですが、「小中一貫校」においては、9年間を見通した系統的な学びや小中教員が相互に乗り入れて指導を実施することができます。

そのため、このような小中教員の協働によるさまざまな取組例を蓄積し、市内のパートナー校にフィードバックしていくことで、札幌市の小中一貫した教育の更なる推進に繋げていくことが可能と考えます。

また、続いて2点目の「小中一貫校」の設置形態については、「併設型」と「義務教育学校」がありますが、これらを比較した場合、一つの学校として運営する義務教育学校の方が、札幌市の小中一貫した教育で推進する4つの視点について、いずれについてもより取り組みやすいものと考えます。

こうしたことから、札幌市において義務教育学校を設置することで、札幌市全体の小中一貫した教育の更なる推進を図ることができると考えたところでございます。

続いて、「(2) の義務教育学校の設置に係る配慮事項」です。

2点ありまして、まず1点目ですが、校舎及び職員室の一体整備を前提とする、ということでございます。

子どもが校種を超えていつでも交流できるというメリットや、過度な労力や時間をかけることなく、教職員の話し合いや計画づくりを日常的に行うことが義務教育学校には必須と認識しています。

続いて2点目ですが、小中学校間の指導内容の入替・移行については、行わないことを考えております。

これは、他の小中学校からの転出入があった場合に、学習内容の欠落や適応への懸念への配慮をするとともに、他の市立学校への普及の困難さを考慮したこ

とによるものです。

これらを総合的に踏まえた、「(3)の札幌市における義務教育学校の設置方針について」ですが、四角枠の中の2点の考え方に基づき、義務教育学校を設置してまいりたいと考えます。

一点目は、『通学区域が概ね小中同一校区で、小中一体の校舎である。または小中一体の校舎整備を行う場合は、義務教育学校として設置する』

二点目は、

『義務教育学校においては、小中一貫した教育のモデルとなる取組を進め、他の市立小中学校に成果を伝えることを通して、札幌市全体で基本方針に基づいた「小中一貫した教育」を推進する。なお、設置者の判断となっている事項のうち、小中学校間の指導内容の入れ替え・移行については行わない。』

と考えております。

設置方針案の説明については、以上でございます。

続きまして、資料2の「義務教育学校の想定設置スケジュール」をご覧ください。

まずは、今述べた方針案を踏まえると、現時点では3地区にある学校が対象となります。

一つは一番上の段の中沼地区にある福移小中学校です。

こちらは、札幌市にある4つの特認校のうちの一つであります。札幌市で唯一小中一体での運営をしている学校となります。

続いて中段ですが、定山溪小学校、定山溪中学校でございます。

こちらは、小学校及び中学校の校舎の老朽化が進んでいることから、敷地に余裕がある現在の中学校敷地において、義務教育学校の設置に向け、小中一体の校舎を新たに整備する予定であります。

最後は、真駒内桜山小学校と真駒内中学校です。

こちらは、昨年3月に、真駒内桜山小の敷地において、小中一体の校舎等を整備する旨公表しております。

このうち、福移小中学校と定山溪地区の2校については、小中学校の通学区域が完全一致、真駒内地区の2校につきましても概ね一致しており、ただ今御説明いたしました方針に合致することとなります。

なお、真駒内地区については、真駒内中学校の校区内に特認校である駒岡小学校の校区や、一部真駒内公園小学校の校区があるなど、小学校と中学校の校区が一致していない部分がございますが、こちらについては、地域との協議を行ったうえで整理してまいりたいと考えております。

また、義務教育学校の設置は、札幌市で初めての取組となることから、少なくとも真駒内地区の義務教育学校の設置までは、開設に向け、教育委員会と対象

校で「義務教育学校実施プロジェクト」を立ち上げ、札幌市にふさわしい義務教育学校の在り方等について検討を進めて参りたいと考えております。

特に、定山溪地区及び真駒内地区については、校舎の建設もあることから、義務教育学校にふさわしい校舎の在り方についての検討も必要と考えております。

開校の時期についてですが、校舎の改築等を伴わない福移小中学校については令和5年度の開校、校舎改築が必要な定山溪地区と真駒内地区については、それぞれ令和7年度、令和8年度の開校を想定しています。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 設置方針案については異論ございません。今後についてお尋ねしたいのですが、9年制にすることにはメリットとデメリットの両面があるのだろうと思えますけれども、例えばこれまで見られていた「中一ギャップ」が見られなくなるのかそうではないのか、あるいは他の問題が発生するのかなど、色々な蓄積がなされるのだろうと思うのですけれども、そういった蓄積ですとか、他の市立学校に成果を伝えるという役割を担う組織というのは、どこになるのでしょうか。我々教育委員会なのか、義務教育学校にチームを立ち上げて発信していくのか、そのあたりの見通しをお持ちでしたら教えてください。

○学校教育部長 札幌市全体で小中一貫した教育を進めていくということになりますので、その成果等について、一義的には、教育委員会の義務教育学校を所管する課からその内容を適宜発信しながら、義務教育学校以外の校種でも具体的にこういった形で進めることができるのではないかとこのところを普及していくというのが大事なことだと考えております。

併せて、義務教育学校の方から、例えば研修などの場面で実践例を発表していただくとか、既存の小中学校においても、校内で研究したことを広く他校に対して普及する公開研などもやっていますので、そのような形になることを現時点では考えております。

○佐藤委員 ありがとうございます。学校の形態に関わらず、札幌市全体で小中一貫した教育を進めていくということですので、蓄積や発信だけでなく、義務教育学校の形態をとっていない学校との交流や研究会についても、推進していくことを御検討いただきたいと思います。

○石井委員 組織運営について質問させていただきたいと思います。一つの学校に一人の校長先生という説明だったのですけれども、養護教諭や学校事務職員の配置というのはどのようになるのでしょうか。

○学校教育部長 基本的に一つの学校という形ではありますが、前期課程、後期課程で分かれており、前期課程が小学校、後期課程が中学校ということになります。これが合わさったことによって、子どもたちに不利益が生じることが無いように配置していきたいと考えておりますし、実際に複数名の配置は可能という認識であります。ただし、学校の規模によっては、1名のままというケースもあり得ます。

○石井委員 佐藤委員も仰っておられましたが、私としては義務教育学校での取組によって中一ギャップの解消につなげてほしいと期待をしております。中学校に進学した段階でのいじめや不登校が急増するということですが、実際には小学校段階から顕在化している問題が小学校で対応しきれない、そういう積み残しみたいなものがこの問題を生み出すともいわれているので、義務教育学校の強みを生かした、子どもの特性や学習状況が共有されやすい環境づくりですとか、それによって子どもも学校も不安感なく9年間の見通しをもつことができるなど、保護者としてはそういった面に期待しているところです。

○学校教育部長 札幌市全体で小中一貫した教育を進めるということが前提にありますので、発達の段階に応じた継続的な子ども理解、生徒指導の連続性という部分は全ての小中学校で進めてまいりますし、義務教育学校で取り組んだ実践を、全市的にしっかりと広げてまいりたいと思います。

○阿部委員 佐藤委員のお話にもありましたが、義務教育学校がモデルとなって取組を進め、それを全市に普及させていくということは非常に重要なポイントだと思いますので、それぞれの項目ごとに整理するなどし、わかりやすい形で広げて行っていただきたいと思います。

中一ギャップに関しては私も期待しているところでして、子どもたちがギャップを感じないようにというのはもちろんあるのですが、保護者に関しても、子どもが小学校から中学校に上がる時にギャップを感じるということがありますので、そのあたりのフォローもお願いしたいなと思います。

もうひとつ、これは質問ですけれども、義務教育学校の設置というのは、通学区が概ね同一であることなどの条件がいくつかあり、今回に関しては、先ほど御説明いただいたとおり、まず3地区で推進していくということですよ。わか

る範囲で結構なのですけれども、今後の取組はどのような形で進めていくのかを教えてくださいたいと思います。

○**学校教育部長** 今回の設置方針では、義務教育学校設置にあたりいくつかの条件を設けておりますが、今後、この設置条件が整った学校については、順次義務教育学校という形で整備していこうと考えているところです。

○**阿部委員** そうすると、現時点で条件が整っていて義務教育学校化が可能なのはこの3地区であり、今後他の学校でも条件が整えば義務教育学校化していくということなのですね。

○**学校教育部長** はい。校舎の建て替え時期、あるいは校区についても状況によって変更はありますので、そういった外的要因によって条件が整う地区が出てくれば、順次義務教育学校を設置していくということになります。

○**阿部委員** わかりました。

○**道尻委員** 私も方針案については賛成で、是非とも実現に向けた取組を進めていっていただきたいと思います。

他方、並行して進めていただいている、「札幌市における小中一貫した教育」の取組状況について少しお聞きしたいなと思います。令和2年度からコーディネーター配置の取組が進められている状況で、コロナ禍で難しいところもあったかと思いますが、計画通り進められたことやうまくいかなかったこと、また令和3年度に向けた計画など、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

○**学校教育部長** コーディネーターについては48地域に配置をし、小学校と中学校を繋ぐ役割を担っていただきました。また、コーディネーター同士の交流会などの取組も、4月と12月にそれぞれ実施いたしまして、各地区における成果と課題を共有したところであります。具体的に、交流会で挙げられた成果として、例えばパートナー校同士の行事予定の比較表を作成することによって行事を可視化するという取組がありまして、小さなことのようにですが、小学校と中学校がそれぞれこんな行事を行っているということなどの理解を深めるという部分では意義深い取組だったと思います。

課題としては、本来なら小・中学校間で教員が行き来をして、研修や授業を行うことも想定しておりましたが、コロナ禍のため、そのような取組はなかなか実現できなかったところですので、実際に会って話して、という部分での相互理解

はまだまだこれからという状況です。

令和3年度については全ての地区にコーディネーターが配置されますので、取組2年目を迎える学校については独り立ちに向けた準備、新たに配置される学校については1年目の反省を生かしたより効率的な形での立ち上げを計画しているところであります。

○道尻委員 ありがとうございます。

○中野委員 指導内容についてお聞きしたいのですけれども、「小学校と中学校の指導内容の入れ替えはしない」ということで、理由としては「転校時に対応できないため」との御説明でした。では、学校の独自科目といたしますか、教科横断的な科目の設置については学校設置者の判断によって可能とのことですので、ある程度の独自性を出す余地はあると思うのですが、この辺りについては何か具体的な想定があるのでしょうか。

○学校教育部長 現段階で札幌市における小中一貫した教育を前提とした独自教科の設定というのは、まだそこまでの検討には至っておりませんが、取組を進めていく中で教科を設定する必要があると出てくれば、その時点で検討することになるかと思えます。

ただし、教科というわけではありませんが、現時点においても「札幌市の特色ある学校教育」として「雪」「環境」「読書」の取組を全市的に進めておりますので、小中一貫した教育の推進によってこれらの取組が一層充実することも考えられるかと思えます。

○中野委員 ありがとうございます。独自教科はなかなか難しいかもしれませんが、学校行事などの部分では共同で実施できる要素もあるのかなと思えました。

○長谷川教育長 その他いかがでしょうか。ございませんか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号については、提案どおりとさせていただきます。議案第3号から第7号につきましては、公開しないことといたします。傍聴の方は大変恐縮ですが、退席をお願いいたします。

[傍聴者退席]

以下 非公開